

京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第15条に基づき意見聴取を実施しましたので、結果を以下のとおり公表します。

平成19年9月18日

京都市長 榊本 頼兼

1 実施日時 平成19年9月5日 午後3時から午後5時5分まで

2 実施場所 京都市役所E会議室

3 聴取した者（順不同）

安保千秋，早川道雄，小川俊夫，三辻春香

4 聴取内容

（1）京都市北山児童館（仮称）及び京都市北山母子福祉センター（仮称）に係る指定管理者募集要項等に基づき，公募を行うことについて了承されました。

（2）京都市藤城児童館（仮称）の指定候補者として，社会福祉法人健光園を選定することを相当と認めました。

（3）京都市子ども保健医療相談・事故防止センター（愛称：京（みやこ）あんしんこども館）の指定候補者として，非公募により日本赤十字社を選定することを相当と認めました。

（備考）

京都市北山児童館（仮称）及び京都市北山母子福祉センター（仮称）については，同一の建物であり，施設利用者が相互に交流し，幅広い支援が生まれることにより「子育て支援」機能の展開及び充実を図るとともに，運営面においても両施設の密接な連携を維持し，一体的に管理運営するため，一括して単一の指定管理者を公募します。

（保健福祉局保健福祉部監査指導課）